

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和3年2月1日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

在宅医療・介護連携推進事業支援業務委託

#### (2) 目的

区では、介護保険法に基づく地域支援事業の一環として在宅医療・介護連携推進事業に取り組んでおり、各地区の地域包括支援センター（以下、あんしんすこやかセンターという）に在宅療養相談窓口を設置するとともに、各地区に医師を配置し、医療的助言を通して医療職・介護職の連携を図る地区連携医事業等を実施している。本件は、令和3年度からの第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画期間における区の在宅医療・介護連携推進事業に対する支援を通して、区民が住み慣れた自宅で安心して療養生活をおくれる体制の実現を目的とするものである。

#### (3) 実施内容

区が実施する在宅医療・介護連携推進事業全般の業務支援として、区と協議の上、多職種が参加する医療連携推進協議会の資料作成や医療職・介護職の連携推進、在宅療養相談窓口の人材育成、在宅医療の普及・啓発等、次の(1)～(6)の業務を実施する。また、業務の進捗確認や事業実施に向けた企画、課題検討を行うため、区の担当課及び関連所属と毎月1回、打合せを行う。

##### 医療連携推進協議会等の業務支援

医療職が参加する会議等(医療連携推進協議会全体会3回、医療連携推進協議会部会1回、地区連携医事業全体会1回(いずれも日時については別途区からの指示による))に参加するとともに、準備等の業務支援を行う。

区と協議の上、資料作成の業務支援を行う。

会議を傍聴し、区の在宅医療・介護連携の進捗に関する情報収集を行う。

医療連携推進協議会の議事概要を作成する。

##### 在宅医療・介護連携推進担当者連絡会の運営

各あんしんすこやかセンターに寄せられる相談内容等の情報を共有し、困難事例等から相談窓口の対応について学び合うために開催する在宅医療・介護連携推進担当者連絡会(年3回。日程は別途区からの指示による。午後2時間程度)の企画・運営を行う。

あんしんすこやかセンターから寄せられた医療機関情報を集約・整理する。

あんしんすこやかセンターで受けた在宅療養相談の内容を集約・分析する。

あんしんすこやかセンターからの問合せ対応を行う。

在宅療養に関する困難事例等の集約・分析を行う。

医療・介護連携に関する制度改正、他自治体の取組み等在宅療養推進のための国や都、区市町村、関係団体等の情報を収集する。

前述、及び～をもとに連絡会の準備作業等を行い、在宅医療・介護連携推進担当者

連絡会を実施・検証する。

- ・資料原稿の作成・印刷
- ・連絡会参加者の出欠確認
- ・当日の会場設営、受付、進行、説明、会場撤収作業
- ・欠席者への資料送付、議事概要作成等の後処理

あんしんすこやかセンターの相談技術向上のための研修の実施

あんしんすこやかセンターにおける相談支援スキルの向上を図るため、国や都、他自治体の取り組み状況、在宅療養相談窓口の役割・課題、病院機能、退院調整等に関する研修会(日程は区からの指示による。午後2時間程度)を企画・開催する。

講師候補者の選定、研修会の企画案の提示

資料原稿の作成・印刷

研修案内、アンケートの作成、関係者への開催周知

研修参加希望者の集約

当日の会場設営(PC・プロジェクターを使用する場合は持参)、受付、進行、会場撤収作業

欠席者への資料送付、アンケート集計・分析、議事概要作成、講師報酬の支払い等の後処理

あんしんすこやかセンターと病院関係者との入退院連携に係る取り組みの実施

あんしんすこやかセンターが病院と入退院連携を円滑に行えるために、病院関係者との意見交換会や入退院に関する研修会などの企画を考え、年に1回実施する。(日程は区からの指示による。午後2時間程度)

企画案の提示、講師の選定

資料原稿の作成・印刷

実施通知、アンケートの作成、関係者への開催周知

参加希望者の集約

当日の会場設営、受付、進行、会場撤収作業

欠席者への資料送付、アンケート集計・分析、議事概要作成、講師報酬の支払い等の後処理

区の在宅医療・介護連携推進事業に対する課題分析と対応策の検討

第8期高齢・介護計画に基づき、区が進める在宅医療・介護連携推進事業について、成果となる指標の設定を支援するとともに、区の在宅療養資源等について分析を行い課題の抽出を行う。また、抽出した課題について、区に対し課題解決となるべく対応策の企画・提案を行う。なお、成果指標や課題抽出に必要となる調査・分析については、区とその目的について協議を行ったうえ、適宜行う。

在宅療養・ACPガイドブックの医療・介護関係者への活用支援

区が作成する在宅療養・ACPガイドブックについて、医療・介護関係者が活用するための講習会(日程は区からの指示による。夜間2時間程度)を年に1回開催する。

#### (4) 履行期間(予定)

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

履行状況が良好と認められる場合は、予算の配当を条件とし、令和5年度まで新たな契約を締結することを認める。なお、契約は単年度ごとに締結するものとする。

## 2 参加資格

平成27年度の介護保険法改正により国から示された「在宅医療・介護連携推進事業」について、区市町村が主体となって取り組むこととされた医療と介護の連携に関する知識・経験があり、過去3年以内に官公庁と在宅医療・介護連携推進事業に関連する契約の実績を有する法人であって、次に掲げる要件の全てに該当する事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同上第2項による措置を受けていない者であること。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月28日23世経理第709号）に定める入札参加除外措置要件に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。
- (6) 労働関係法令に違反していないこと。

### 3 提案書等の提案者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみ行う。

### 4 提案書等を特定するための評価基準

- (1) 本件に類似・関連する事業の実績
- (2) 専門的知識に基づく企画提案内容の具体性
- (3) 実施体制
- (4) 見積金額の妥当性

### 5 手続き等

#### (1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目21番27号  
世田谷区保健福祉政策部保健医療福祉推進課 事業担当  
(世田谷区役所第2庁舎2階、23番窓口)  
電話：03-5432-2649 ファクシミリ：03-5432-3017

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和3年2月1日(月)から令和3年2月15日(月)午後4時まで

場所：上記(1)担当部課

方法：窓口で説明書、及び、第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案、令和2年度在宅医療・介護連携推進マニュアル等参考資料を交付する。

(説明書は、区のホームページで閲覧可能)

ホームページ：<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/005/007/d00190014.html>

#### (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

期限：令和3年2月15日(月)午後4時まで必着

場所：上記(1)担当部課

方法：持参、または郵送（締切日必着。郵送は書留郵便に限る。）

(4) 招請通知の送付

参加表明書により参加資格の確認を行い、参加資格を確認したものについて、2月16日(火)に招請通知を郵送する。

(5) 提案書等の提出期限、提出場所及び方法

期限：令和3年3月8日(月)午後4時まで必着

場所：上記(1)担当部課

方法：持参に限る

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)担当部課に同じ。

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(7) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。

(8) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(9) 正式な委託仕様書は、契約締結時において受託事業者と協議のうえ決定する。

(10) 本プロポーザルは事業者の選定を目的とし、提案書の内容に区は拘束されないものとする。

(11) 透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由(審査経過等)については、世田谷区情報公開条例(平成13年3月13日、世田谷区条例第6号)の規定に基づき第三者に開示する場合がある。

(12) 本件の成果物の著作権は区に帰属する。

(13) 提案に係る一切の書類に虚偽があると認められた場合は、当該提案は無効とする。

(14) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。

(15) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。

(16) 提案書の提出後に2.参加資格の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

(17) 障害を理由とする差別の解消の推進への対応については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」(別紙)を遵守すること。

(18) 参加事業者から文書により自社の評価結果について説明依頼がある場合は、提案書が特定された理由又は特定されなかった理由の説明として、当該事業者の順位、総得点及び評価基準項目ごとの得点を情報提供する。

(19) 当該業務の委託契約の締結は令和3年度予算の配当を条件とし、候補者として選定された場合においても、予算の配当状況等によっては契約を締結しない場合がある。これにより受託者に生じた経費等の負担について、区は補償しない。